

第63回
岐阜県国土利用計画審議会
議事録

日時：令和7年2月12日（水）10：30～11：10

場所：県庁 301会議室

【事務局】

本日は、岐阜県国土利用計画審議会の御案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご出席賜り、ありがとうございます。

ただいまから、第63回岐阜県国土利用計画審議会を開催いたします。

開会にあたり都市建築部藤井部長からご挨拶申し上げます。

【都市建築部長】

(あいさつ)

【事務局】

議事に入る前に定数の確認をいたします。

本日の審議会には委員15名中11名と半数以上の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第5条第3項による定足数に達しております。よって、本審議会は成立していることをご報告いたします。また、本日の審議会には1名の報道関係者が傍聴されますことをご報告いたします。

また、審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長が議長となるとされておりますので、議事進行につきましては、会長にお願いします。

それでは、林会長よろしく申し上げます。

【林会長（議長）】

ただいま、事務局から説明のありましたように、私が議事の進行を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、審議会条例第4条によりあらかじめ会長代理を選任することとなっており、会長代理は、会長が指名することとなっております。本日は欠席されておられますが、会長代理には、勝田美穂委員を指名します。よろしいでしょうか。それでは、よろしく申し上げます。

また、運営規程第3条において、審議会の議事録について、会長及び会長が指名した委員2人が署名することとなっております。会長が指名する委員として、藤原委員と林委員にお願いします。

それでは議事に入ります。「岐阜県土地利用基本計画図の変更（案）」5件について、事務局から一括説明願います。

議事1 「土地利用基本計画（計画図）の変更（案）について」

【事務局】

(土地利用基本計画（計画図）の変更（案）について説明)

【林会長】

ただいまの事務局からの説明に関し、内容についてご質問やご意見がありましたらお願いします。

【宇佐美委員】

資料 p 1 8 の状況写真をみると、すでに太陽光発電施設が設置されていることが確認できるのですが、この審議会で事後承諾するというのでしょうか。

【事務局】

国土利用計画法は、土地開発の事業に関し、規制を直接かけることはできません。開発許可に関する審査は、個別法で審査され、許可されることとなります。

国土利用計画法は間接的に規制の基準としての役割を果たすものとなっており、地域が重複している場合、この地域を農地にするのか、あるいは、都市区域にするのか、どのように土地利用を行っていくかについて総合調整を図る役割を持っています。

委員のご質問にありました案件につきましては、林地になりますので、林政部所管の個別法に基づく審議会で審査され、森林地域から除外することが妥当と判断された後、当審議会の議題案件として取り扱っています。

【宇佐美委員】

事後承諾という理解でよろしいですか。

【事務局】

本案件については、結果的に事後審議となります。

【林会長】

個別法の事前審査内容等を教えてください。

【事務局】

例えば、森林法では伐採届や林地開発の許可が必要となります。農政部の所管ですと、農地転用の許可や、農業振興地域からの除外手続きが必要となります。森林を守るべき地域なのか、農地として守るべきかなど、それぞれの法の本来の目的や趣旨に照らし、十分審査されたうえで、許可等がされています。

【林会長】

本日、欠席された3人の委員からも事前に連絡がありまして、議事についてご意見はありませんでした。以上をもちまして質疑は終了でよろしいですか。

それでは岐阜県土地利用基本計画の計画図の変更については、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の発言)

【林会長】

ただいまから答申文案をお配りしますので、内容の確認をお願いいたします。

(答申文案配付)

答申文を本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の発言)

【林会長】

「岐阜県土地利用基本計画の計画図の変更」について、本案のとおり本日付けで答申させていただきます。

続きまして、「国土利用計画（岐阜県計画）第六次策定の今後の進め方」について報告があります。

事務局から説明願います。

【事務局】

(国土利用計画（岐阜県計画）第六次策定の今後の進め方の報告)

【林会長】

事務局の説明に対し、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【山田委員】

国土利用・管理DXについて、どのようなことをデジタル化、DX化するのでしょうか。おおまかな内容だけでも説明をお願いします。

【林委員】

資料p37に「デジタル技術の徹底活用」とありますが、この「徹底」の説明をお願いします。

【林会長】

林委員からも話がでました「徹底活用」という言葉ですが、具体的な説明をお願いします。

【事務局】

DXについて2つのご質問がありました。初めに山田委員のご質問にお答えします。

現在、各省庁が既にデジタル化したデータを目にすることができます。例えば、災害リスクに関する様々なデータがデジタル化されていますが、これらをひとつにまとめて、国土管理のDX構想に取り入れることを検討していると聞いています。

ただし、個々具体的な内容は国が策定した全国計画に示されていないので、今後、明らかになってくると認識しています。

2点目のご質問にありました「徹底」という言葉の意味は、市町村に「新たに何か作ってほしい」という要望ではなく、住民の方々にデジタル化したデータの活用を「周知徹底」

していただくことだと考えています。

【山田委員】

国の方針に従い県はDX化するという事でよろしいですか。

例えば、災害や水害時に司令塔が必要となるイメージがあると思いますが、国土交通省が司令塔になり、岐阜県も従うということですか。災害時には本部があり、本部から情報を発信しないと地域や市町村への司令塔にならないと思います。国が指示をし、岐阜県や47都道府県が国の方針に従う、つまり、国のデジタル化の方針に岐阜県も従う旨の回答でよろしいですか。

それとも、岐阜県が司令塔となり、県独自の災害に対するDX化を何年後かに行うイメージなのか、どちらですか。

【事務局】

国が全国一律の内容を示すことは、未だわかっていませんが、既に本県においては、独自にデジタル化を進めている市町村もあります。例えば、岐阜市は3Dで都市を再現し、浸水想定区域等の見える化をはかっています。

先ほど委員の発言にもありましたが、誰が、具体的なイニシアティブをとるのかについては、県であれば、デジタル推進局がありますので、デジタル化を推進している部局と議論を重ねながら、岐阜県として独自にできる個々具体的な内容は、これから詰めていくこととなります。

【事務局】

先ほど、徹底活用というお話がありましたが、私ども都市建築部では盛土に関する規制をこの4月から開始する予定にしていますが、デジタルで全てを補うことはできないと思っています。

盛土規制法の規制対象の有無については、航空写真を見て、1年前と現状を比較し、土地の状況を見比べ判断することになります。しかし、航空写真を撮る時期が1年後となると、事案は1年後に判明することとなります。

それよりも、住民の方々の通報は、スピーディーな情報源となり、その情報提供をもとに調査をすることができると思います。従いまして、デジタルデータの「徹底活用」については、県としても、対応すべき内容や範囲について議論させていただきたいと思っています。

【林委員】

本日の審議会を終了いたします。ご協力、ありがとうございました。
それでは事務局にお返しします。

【事務局】

貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

本日、ご承認いただきました岐阜県土地利用基本計画図の変更案は、今後、国土交通大臣の意見を聴いた後、公表していく予定としております。

なお、岐阜県計画第六次策定につきましても、今後、頂いた意見を参考に進めてまいり

ます。

来年度も本審議会を開催する予定にしておりますので委員の皆様方におかれましては、引き続き、ご助言、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

これをもちまして、本日の審議会は終了といたします。

本日はありがとうございました。